

# 学校（幼稚園）伝染病（第2・第3種・その他）の診断書及び証明書

幼稚園名 学校法人むつみ学園 むつみ幼稚園

組 氏名 \_\_\_\_\_

上記の者について、下記の病気（○印）と診断しました。コレラや細菌性赤痢・腸チフスなどの第1種伝染病の他に、下記の伝染病と診断された場合は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。治癒す

分類	病 名	出 席 停 止 期 間	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで	
	結核	医師が伝染のおそれがないと認めるまで	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	医師が伝染のおそれがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	条件によって出席停止	溶連菌感染症	医師が伝染のおそれがないと認めるまで
		ウイルス肝炎	
		手足口病 ヘルパンギーナ	
		伝染性紅班（リンゴ病）	
マイコプラズマ感染症			
	流行性嘔吐下痢症		
*通常出席停止の措置は必要ないと考えられる伝染病…アタマジラミ・水いぼ・とびひ			

上記の病気は、学校保健安全法に定められた伝染病に相当します。感染予防のため、次の期間出席停止が必要であると診断しました。

平成 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

また、治療の結果上記の病気は治癒したことを証明致します。

平成 年 月 日 医師 印